

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領（小田原市）

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 3 第 2 項で定める基準による、事故が発生した場合の介護保険事業者から小田原市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

以下の事業者（以下「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービス及び介護保険適用サービスと一体的に提供されるその他のサービスとする。

- ① 指定介護保険事業者
- ② 基準該当サービス事業者

2 報告の範囲

各事業者は、次の①～③の場合、報告を行うこととする。

① サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

注 1) 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

注 2) ケガの程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故。

注 3) 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、注 2 に該当する場合は報告すること）。

注 4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。

注 5) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

② 食中毒及び感染症、結核、コロナ、インフルエンザの発生

注) 食中毒・感染症・結核・コロナ・インフルエンザについては、以下に該当する場合に報告すること。

ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ) ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など）については報告すること。

3 報告先

各事業者は、2で定める事故が発生した場合、6の手順により、次の両者に報告することとする。

① 被保険者の属する保険者（市町村）

② 事業所・施設が所在する保険者（市町村）

【小田原市の報告先】

〒250-8555

小田原市荻窪300番地 高齢介護課（2階17番窓口）

メールアドレス：mitchaku@city.odawara.kanagawa.jp

4 報告の書式

別紙「介護保険事業者 事故報告書（事業者→〇〇市(町村)）」（以下「事故報告書」という。）を原則とする。

5 報告方法

電子メール等の電磁的方法により行う（原則）

小田原市の場合は、指定の事故報告書をメールに添付して報告すること。本市以外の保険者に報告を要する場合は、各保険者の指定する方法で報告すること。

6 報告の時期及び手順

① 事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告すること。

② 事故処理に期間を要する場合は、事故報告書の1から6の項目までについて可能な限り記載した第1報を①の期間に提出すること。

③ その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

7 情報の開示等

各事業者は、保険者、利用者（家族を含む。以下同じ。）及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、「事故報告書」の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

8 報告に対する小田原市の対応

- （1） 必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認等を行う。
- （2） 介護保険指定事業者（指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、基準該当サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）から報告のあった事故については、神奈川県が定める「介護保険適用サービスにおける事故報告に係る情報提供取扱要領」に基づき、指定権者である県の対応が必要と判断されるものについて、県に情報提供する。